

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

大磯町営住宅管理条例（平成10年大磯町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎